

## コミュニティ運営 DX プラットフォーム申込書

申込者（以下「甲」という。）と、サービス提供者（以下「乙」という。）は、乙が提供するコミュニティ運営 DX プラットフォーム（以下「本サービス」という。）の利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲（申込者）	フォームにてお申し込み頂いた内容
乙（サービス提供者）	〒164-0001 東京都中野区中野 5-57-10-3F 株式会社ミィ なみきみと 登録番号: T5012801017183

### 導入スケジュール

お申し込み後	1. 公式 LINE 開設・管理者追加 URL の提供 2. Square 登録・情報提供 3. ご利用料金お支払いのカード登録	甲
上記最終期日から 1 週間以内	設置作業・運用開始 ※希望日があれば別途ご相談下さい	乙
設置作業日の月末	初期費用（銀行振込）＋月額費用（1 回目）	甲

### 【Square 登録案内】

Square 紹介リンクまたは QR コードから登録いただくと、特典が受け取れます。特典は、お取引 ¥100,000 分までの決済手数料無料またはハードウェアの ¥20,000 割引のいずれかです。

<https://squareup.com/i/7C0E8FDF69>



### 【ご利用料金お支払いのカード登録】

右の QR コードご利用料金お支払い用の LINE に登録してください。クレジットカード登録の案内が表示されますので、案内に従い登録をお願いします。



## 【契約条項】

### 第1条（契約の目的）

本契約は、甲が乙の提供するクラウドサービス（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、当該サービスの提供条件および利用条件を定めることを目的とする。

### 第2条（サービス及び料金）

甲は乙に対し、初期費用および運用開始月の月額料金の合計額を、銀行振込の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。月額料金は利用月の前月末までに決済を行う。運用開始月の翌月以降の月額料金については、Squareによるクレジットカード決済により支払うものとし、毎月15日までに、甲は有効期限切れカードの再登録などを行い、決済可能な状態にしておくものとする。Square決済が何らかの理由により行えない場合、甲は乙の指定する方法により速やかに支払うものとする。

名称	Starter	Business
用途	見込客リストの構築	有料コミュニティの運営
機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・公式LINE接続</li><li>・会員管理</li><li>・イベント管理</li><li>・予約メッセージ配信</li><li>・決済（Square連携）</li></ul>	Starterに加えて下記を有する <ul style="list-style-type: none"><li>・有料月額会員機能</li><li>・属性管理機能</li></ul>
会員上限	100	1,000
初期費用	50,000円	50,000円
月額料金	5,000円	30,000円
追加料金	要見積	要見積

※金額は税別表記です

その他、甲が別途個別に契約し、直接支払いを行う費用：

公式LINE費用（200メッセージ/月を超えると有料です）	<input type="radio"/>
Square（決済手数料）	<input type="radio"/>

### 第3条（利用許諾）

乙は、甲に対し、本契約期間中、本サービスを非独占的・譲渡不可・再許諾不可の条件で利用する権利を付与する。

甲は、本サービスを自己の業務目的の範囲内でのみ利用するものとする。

### 第4条（アカウント管理）

甲は、自己の責任においてアカウント情報を管理する。

アカウントの不正使用により生じた損害について、乙は責任を負わない。

#### 第5条（禁止事項）

甲は、下記の各号の行為を行ってはならない。

- ・ 法令違反行為
- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ 不正アクセス・解析・改変
- ・ 本サービスの運営を妨害する行為
- ・ LINE、Square その他外部サービスの規約違反行為

#### 第6条（契約の解除）

甲が禁止事項に違反し、または違反するおそれがあると乙が合理的に判断した場合、乙は事前の通知なく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

前項に基づき契約が解除された場合、乙は本サービス上のデータを削除することができる。なお、これにより甲に生じた損害について、乙は責任を負わない。

#### 第7条（支払遅延）

甲が支払期日を経過してもサービス利用料を支払わない場合、乙は事前の通知なく本サービスの提供を停止することができる。甲が支払期日から30日以内に支払いを行わない場合、乙は本契約を解除することができる。解除後、乙はデータを削除することができる。

#### 第8条（サービスレベル）

乙は、本サービスの月間稼働率90%（月間最大72時間以内の停止を目安とする）の維持に努める。

乙の責に帰すべき事由により著しい障害が発生した場合、乙は原因を究明し、合理的な範囲で速やかに対応する。外部API提供元の仕様変更、通信障害、天災、第三者の行為、その他乙の合理的支配を超える事由による停止について、乙は責任を負わない。

乙は、本サービスのデータについて、1日1回のバックアップを取得し、直近5日分を保管する。データの復旧は、当該バックアップデータの範囲内に限り対応する。甲の操作ミス、削除その他甲の責に帰すべき事由によるデータ消失については、当該バックアップの範囲内でのみ復旧対応を行う。

#### 第9条（仕様変更）

乙は、本サービスの内容を改善目的で変更できる。重要な変更がある場合は事前通知する。

#### 第10条（セキュリティ）

乙は合理的な安全管理措置を講じる。

乙の故意または重過失による情報漏えいの場合を除き、乙は損害賠償責任を負わない。

#### 第11条（個人情報）

乙は、本サービスの提供および運営に関連して取り扱う個人情報（甲自身の個人情報ならびに本サービス上で管理される個人情報を含む。）を、業務遂行のため株式会社組織改革に提供することができる。乙および株式会社組織改革は、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、当該個人情報を適切に管理する。

#### 第12条（知的財産）

本サービスに関する著作権その他知的財産権は乙に帰属する。甲はソースコードの提供を求めることはできない。

#### 第13条（免責）

乙は、本サービスの利用により得られる成果・効果を保証しない。間接損害、逸失利益、データ消失等について乙は責任を負わない。

#### 第14条（損害賠償の上限）

乙が本契約に関連して負う損害賠償責任の総額は、直近1年間に甲が支払ったサービス利用料の総額を上限とする。

#### 第15条（解約）

甲は前月末までに通知することで解約できる。契約終了後、乙は本サービス上のデータを速やかに削除する。なお、バックアップデータに保存された情報については、通常のバックアップ運用に従い、順次削除されるものとする。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、これからの関係者との取引が一切ないことを確約する。尚、契約期間中に反社会的勢力との関係が明らかになった場合は、甲および乙はこの契約は即時中止できるものとする。その場合でも、支払済みの金銭に関しては返金しないものとする。

#### 第17条（契約期間）

本契約の契約期間は、1年間とします。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面又は電子メールによる別段の意思表示がない場合は、本契約の期間は1年

更新されるものとする。

第18条（準拠法・合意管轄）

日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（協議）

本契約などに定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙間で別途協議の上、問題を解決する。

以上